# その他の支援制度

## ◇セーフティネット保証4号認定（千葉市）

令和8年8月千葉豪雨・台風第25号により、経営の安定に支障が生じている中小企業者が、円滑に資金調達ができるよう、通常の保証限度額とは別枠で信用保証協会の保証が受けられる制度です。本認定は、千葉市「経営安定資金」や千葉県「セーフティネット資金(市町村認定枠)」（いずれも２ページ目参照）のお申込みに必要となります。
申請方法や必要書類等は市ホームページでご確認ください。

千葉市　セーフティネット保証

■問合せ先：千葉市産業支援課　043-245-5284

## ◇被災小規模事業者再建支援事業（千葉県）

令和８年8月千葉豪雨により被災した小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成する制度です。

■申請：令和８年11月６日(金) 17時～ 受付
※令和８年12月４日(金) 17時　締切(１回目)
令和９年1月中旬予定　17時　締切(２回目)
■対象経費：施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費等
■補助率：2/３以内（上限額100万円、下限額10万円）
■問合せ：千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金事務局
0120-112-250（お近くの商工会、商工会議所でも相談可能です）
■URL：https://j-lppf3.jp/chibagouu-saikenshien2026/

## ◇雇用調整助成金（千葉労働局）

インフラ被害や風評被害などの経済上の理由により、事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して助成する制度です。

■助成内容

| | |
|---|---|
| 助成率（休業・教育訓練） | 2/3 |
| 日額上限額 | 9,110円 |
| 対象労働者の条件 | 雇入れ後6ヶ月以上の雇用保険被保険者 |
| 支給日数 | 100日分 |

■問合せ先：千葉労働局 職業対策課分室　043-221-4393

## ◇既往債務の返済条件緩和

**（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫、千葉県信用保証協会）**

■問合せ先：日本政策金融公庫 千葉支店　中小企業事業　043-243-7121
国民生活事業　0570-037-502
商工組合中央金庫 千葉支店　043-248-2345
千葉県信用保証協会　043-221-8111



発行日：令和8年11月12日
発行元：千葉市経済部産業支援課

千葉市からのお知らせ
令和8年8月千葉豪雨・台風第25号で被災した**中小企業者**向け

# 支援まとめ

※掲載している内容は今後変更になる場合があります。

## 融資臨時相談窓口

| 相談できること | 相談先 |
|---|---|
| **中小企業資金融資制度**<br>**セーフティネット保証認定** | **千葉市役所　産業支援課**<br>■所在地　千葉市中央区千葉港１－１　市役所高層棟７階<br>■電話相談　043-245-5284<br>■受付時間　9:00～17:00（土日祝日を除く） |
| **経営全般** | **公益財団法人　千葉市産業振興財団**<br>■所在地　千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階<br>■電話相談　043-201-9506<br>■受付時間　9:00～17:00（土日祝日を除く）<br>■メール相談 https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/<br>※メール相談は、随時受け付けています。 |

## ◇その他の特別相談窓口

【千葉県】
■（金融相談）商工労働部経営支援課：043-223-2707
■（経営相談）産業振興センター：043-299-2907
■（その他被災に関する相談）商工労働部経済政策課：043-223-2703

【金融機関】
■日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業：043-243-7121
国民生活事業：0570-037-502
■商工組合中央金庫 千葉支店：043-248-2345

【保証機関】
■千葉県信用保証協会：043-221-8111

【商工関係団体】
■千葉商工会議所：043-227-4101
■千葉県商工会連合会：043-305-5222

【国】
■関東経済産業局 産業部 中小企業課：048-600-0321

【その他関係団体】
■千葉県中小企業団体中央会：043-306-3281
■千葉県よろず支援拠点：043-299-2921
■全国商店街振興組合連合会：03-3553-9300
■中小機構 関東本部 企業支援課：03-5470-1620